川口 SDGsパートナーシンボルマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、川口SDGsパートナー制度実施要領第9条第2項に基づく川口SDGsパートナーシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマークに関する権利)

第2条 シンボルマークの著作権等一切の権利は、川口市に帰属する。

(デザイン)

第3条 シンボルマークのデザインは別図1のとおりとする。

(使用できる者の範囲)

- 第4条 シンボルマークを使用できる者は、次の各号のいずかに該当する者とする。
 - (1) 「川口SDGsパートナー」として登録されている企業・団体等
 - (2) 国又は地方公共団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が使用を認めた者

(使用の制限)

- 第5条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDGsの普及・ 啓発のため、シンボルマークを使用することができる。この場合において、市長への使用申 請は要しない。
 - (1) SDGsの達成に寄与しない活動、又は寄与しないおそれがあるとき。
 - (2) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
 - (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするとき。
 - (5) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用するおそれがあるとき。
 - (6) 不当な利益を得るために使用するとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークの使用が不適当であるとき。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 前条によりシンボルマークを使用するもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項 を遵守しなければならない。
 - (1) シンボルマークを使用する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2) シンボルマークを使用し、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)の規定による商標登録

又は意匠法(昭和 34 年法律 125 号)の規定による登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

- (3) シンボルマークの形状やカラーを変更しないこと。ただし、カラー印刷を行わない場合に限り、白黒での使用は可能とする。
- (4) 市長から要請があった場合は、シンボルマークの使用実態を報告すること。
- (5) 事故、知的財産権の侵害等、シンボルマークの使用に起因する問題が発生しないよう、 事前調査を含め使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(使用料)

第7条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用に起因する問題)

- 第8条 使用者は、シンボルマークの使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。
- 2 使用者は、シンボルマークの使用に起因する問題により川口市に損害を与えたときは、その 損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年9月25日から施行する。

